

平成26年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時：平成27年3月30日（月）10：00～12：00

2 場所：主婦会館 地下2階 クラルテ

3 出席者（敬称略）

【委員】関澤委員長、大宮委員、高委員、佐野委員、次郎丸委員、辻本委員、野村委員、山崎委員、有賀委員、岩佐委員、深澤氏（五味委員代理）、今井氏（篠原委員代理）、下村委員、芳賀委員、丸山委員、湯川委員、襲田委員、坂井委員、榎委員、大場氏（藤井委員代理）、村上委員

【オブザーバー】愛甲氏、田村氏、野原氏、日下氏

【事務局】北崎審議官、米澤予防課長、福井国際規格対策官、伊藤設備専門官、千葉違反処理対策官、金子設備係長、桂川企画調整係長、増沢予防係長、近藤主査、勝沼事務官、岡事務官、森野事務官、吉田事務官、武内事務官、久保田事務官

4 配付資料

資料2-1 平成26年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨（案）

資料2-2 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及について

資料2-3 対象火気設備等省令の見直しについて

資料2-4 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について

資料2-5 防災管理制度の実効性向上について

資料2-6 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討会の設置について

参考資料2-1 平成26年度予防行政のあり方に関する検討会 委員名簿

参考資料2-2 光警報装置の設置に係るガイドライン

参考資料2-4 スプリンクラー設備等の耐震措置に関する指針

参考資料2-5-1 自衛消防組織・防災管理制度

参考資料2-5-2 防災管理及び自衛消防組織の運用実態等調査委員名簿

参考資料2-5-3 防火・防災管理自衛消防組織の運用実態に関する実態調査報告書（案）

5 議事

(1) 前回（平成26年度第1回）議事要旨の確認

- (2) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及について
- (3) 対象火気設備等省令の見直しについて
- (4) 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について
- (5) 防災管理制度の実効性向上について
- (6) その他

6 主な意見交換 (○：委員・OBS、●：事務局)

■■高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及について■■

- 光警報装置を設置しないことができる部分について、駐車場は「常時立ち入る部分以外の部分」ではないのではないか。
- 駐車場は、常時人がいる場所と比較して利用者の滞在時間が短いことから、光警報装置を設置しないことができるとしている。
- ガイドラインにおいて、どの部分がISOに準拠することとなっているのか。
- 構造機能については、ISOに準拠している。ただし、ISOでは規定されていない設置対象施設及び設置場所については検討部会において決定したものである。
- ガイドラインは、いつ頃公表される予定で、消防庁としてどのような取り組みを行うのか。
- 平成27年度早々に周知していく予定である。また、周知するだけでなく、対象となる施設の関係者に対しても光警報装置の設置を働きかけていく予定である。

■■対象火気設備等省令の見直しについて■■

- 「ガスグリドル」とは、何か。
- 通常、ガスグリル付きコンロは、下部に網のある魚焼き器が付いているが、「ガスグリドル付コンロ」は網ではなく鉄板になっている。
- 「個別に性能試験を実施し、離隔距離を定めている。」とのことであるが、具体的にはどのような試験を実施しているのか。
- 通常燃焼で、周囲の壁の温度が100度以下であること。また、安全装置を止めて、異常燃焼させた場合でも、135度以下であることを確認している。
- 蓄電池設備の規制単位等の検討について、実験結果、出火危険の検証及び規制単位との関係性はどのようになっているのか。
- 従来の蓄電池は、水素ガスが発生するリスクがあり、水素ガスの発生は電流に比例することから、4800Ah・セル以上の蓄電池を規制の対象としてきたが、一方で最近の密閉型の蓄電池設備の場合は、水素ガスの発生リスクが少ないため電流というよりも、電

力量に応じた出火危険があると考えられる。そのため、電力量は電池の種別により異なり、規制緩和となってしまうものの、リチウムイオン蓄電池に合わせて全ての蓄電池設備を一律18kWの電力量で規制することを検討した。実験では、鉛蓄電池は過電流等により出火し、延焼していくといったような結果が出たため、一律18kWの電力量で規制することが困難であると判断し、今後も継続して検討することとした。

■ ■ 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持について ■ ■

■ ■ 防災管理制度の実効性向上について ■ ■

- 防災管理制度の実効性向上に係る施策については、一日も早く対応しなければならない。
- 了解した。
- 消火や救出の間に負傷した場合、労災保険で補償されるのか。
- 労災補償と認識している。
- BCPについて、内閣府と上手く連携を取っていただきたい。
- 了解した。
- 大地震が起こったとしても、必ずしも火事が起こるわけではない。それにもかかわらず、スプリンクラーが作動しなければならない理由はあるのか。
- 過去の事例等を踏まえても、地震により火災が発生するということは考えられるため、スプリンクラー設備等に対する耐震措置の実施は必要と考える。
- 「建物の新築時やスプリンクラー設備等の改修が可能となる大規模改修時等」と書かれているが、改修が可能というのは具体的にはどういう意味か。
- 改修時に天井部分を全て落とすなど、スプリンクラー設備の改修を行うことが困難とならないような大規模改修を意味している。
- スプリンクラー設備の耐震措置をする場合、関連工事が発生することもあるため、施設側の負担が過度にならないよう配慮すべきである。
- 了解した。なお、スプリンクラー設備の耐震措置のためだけに、施設側に改修を求めることは想定していない。
- 大規模な地震が発生した場合、通信手段やライフラインが閉ざされることが予想される中で自衛消防組織の連携は、どこまで有効なのかを検討する必要がある。
- 自衛消防組織の相互連携について、自衛消防組織の活動は基本的に建物毎となっていると思うが、相互連携は具体的にどこまでやるのかを明確にして欲しい。
- 自衛消防組織の活動は基本的に防火対象物毎であるが、自衛消防組織を複数の防火対象物で共同で設置している事例もあり、統一的に活動することでより効果が得られるということであれば、推進していくことを考えている。

- 特定天井とは、一般的に普及しているものなのか、それとも消防機関として改修の機会を捉えて、指導していく必要があるのか。
- 特定天井は建築基準法により定められているものであり、どの程度普及しているかは消防庁として把握はしていない。また、消防機関から特定天井への改修を指導することは考えていない。
- 新築の場合、この指針に従って半強制的に、スプリンクラーの耐震性の確保を求めめるのか、それともあくまでも指針なので行政指導となるのか。
- 行政指導となるが新築については、施行段階から耐震措置を行うことを求めているように考えている。

■■その他の資料について■■

- 「予防行政のあり方に関する検討会」の下に、「(仮称)消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を設置したいと考えている。
- 異議なし。
- 消防本部の規模に応じた問題点や、報告書の提出の電子化等関係者の負担を軽減する方策についても、検討をして欲しい。
- 了解した。

以上